



Vol.38

★計画停電の場合などの休業補償について

(※ 今回は休業補償について記載したいと思います)

第1 計画停電が実施された場合の休業補償についての通達について

平成23年3月15日に厚生労働省から通達が出されました。「計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて」とのタイトルのものです。

計画停電の時間帯は休業補償を支払う必要が無いことを内容としています。上記通達の一部を下に示します。

「1 計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。」

第2 なぜ計画停電の時間帯は休業補償や賃金を支払う必要が無いのか

以下は、計画停電の時間帯に休業補償や賃金を支払う必要が無い理由（理屈）を説明します。労基法というよりは民法の原則が適用されています。

民法第536条1項は「前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有し

ない。」と定めています。この規程をもとにして以下のとおり説明します。

1 履行不能とは何か？

文字通り債務を履行することが社会通念上できなくなることを言います。

この場合の債務者とは、労働者のことを指します。

労働者の債務は労務を提供することです。雇用契約における履行不能とは労働者が労務を提供することができなくなつた場合をいいます。

具体例を挙げますと、地震により工場が倒壊し、機械が壊れ全く仕事ができない場合などをさします。

本件の通達の計画停電の場合も債務者である労働者が労務を提供することができなくなりますので、履行が不能になつたといえます。

2 不能により原則として債務は消滅する

履行不能になった場合は原則として債務は消滅します。ただし、労働者に責任のある履行不能の場合は、債務不履行となり損害賠償債務として残ります。

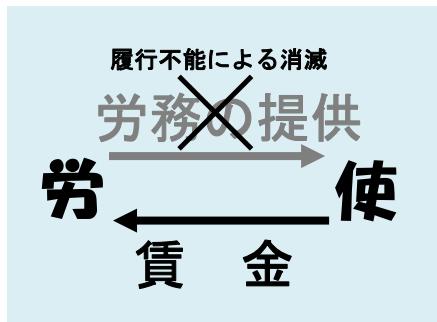
地震により工場が倒壊し、機械が壊れ全く仕事ができない場合は、債務者である労働者の責任で仕事ができなくなつた



Vol.38

★★計画停電の場合などの休業補償について

わけではないので、少なくともその状態が続いている場合は、労務を提供する義務は消滅します。計画停電の場合も同じです。



3 労働者の債務が消滅した場合、使用者の賃金を支払う義務はどうなるか？

それでは労働者の債務が消滅した場合、使用者の賃金を支払う義務はどうなるのでしょうか？

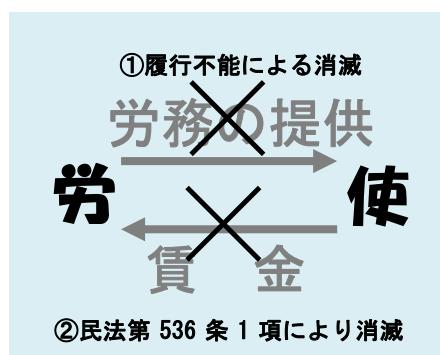
労働者の労務を提供する義務が消滅した場合は、債権者である使用者にも責任がない場合は、その反対の債務である使用者の賃金を支払う義務も消滅します（これを債務者主義といいます）。日本は、特定の取引以外は、不可抗力にもとづく履行不能の場合は、債務者主義を採用しています。そのことを記載したのが民法第536条第1項です。

「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反

対給付を受ける権利を有しない」との規定は以上の様なルールを条文として定めている訳です。

地震により工場が倒壊し、機械が壊れ全く仕事ができない場合は、債務者である労働者の労務を提供する義務は消滅します。一方、債権者である使用者にも責任がありませんので、民法第536条第1項により、使用者の賃金を支払う義務も消滅します。

計画停電の場合も同じです。本件の通達は、以上の様な民法上の原則を確認したと言えます。



お気軽にご相談下さい

(10:00 ~ 17:00)

連絡先

TEL : 03-3288-4981

FAX : 03-3288-4982

E-mail : r.mukai@mbm.nifty.com

